

総務委員会付託議案（条例その他）

（令和7年12月15日）

議第126号 知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

知事、副知事、教育長、県議会議員及び常勤の監査委員の期末手当の支給割合を次のとおり0.05月分引き上げる。

現 行	改 定 後	備 考
4. <u>35</u> 月 〔 6月：2. <u>175</u> 月〕 〔 12月：2. <u>175</u> 月〕	4. <u>40</u> 月 〔 6月：2. <u>20</u> 月〕 〔 12月：2. <u>20</u> 月〕	※令和7年度は、12月期で調整 〔 6月：2.175月〕 〔 12月：2. <u>225</u> 月〕

（令和7年度分は公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から、令和8年度分以降は令和8年4月1日から施行）

議第127号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等
の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

岐阜県人事委員会の令和7年10月9日付けの給与についての勧告に鑑み、次のとおり所要の規定の整備を行う。

- 1 行政職給料表について、若年層に重点を置きつつ、中堅層以上の改定率が昨年を上回るよう、給与月額を平均2.91%（10,988円）引き上げる。また、その他の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に引き上げる。
- 2 医師・歯科医師の初任給調整手当について、支給月額の上限額を900円引き上げる（改定後：371,300円）。
- 3 自動車等の使用者に対する通勤手当の額について、次のとおり措置する。
 - (1) 令和7年4月1日以降の措置内容
現行の中長距離区分の手当額を、自動車等の使用距離の区分に応じて200円から7,300円までの幅で引き上げる。
 - (2) 令和8年4月1日以降の措置内容
62,700円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額とする（現行の上限額は、70km以上の場合に39,900円）。
- 4 宿日直手当について、支給上限額を次のとおり引き上げる。

勤務の内容	支給上限額（勤務1回につき）	
	現 行	改 定 後
通常の宿日直勤務	4,400円	4,700円
入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務	21,000円	22,500円
その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務	7,400円	7,700円

- 5 期末手当及び勤勉手当について、支給割合を次のとおり0.05月分引き上げる。また、任期付研究員等についても、一般職員との均衡を基本に引き上げる。

区 分		現 行	改 定 後	備 考
一 般 職 員	期末手当	2. <u>50</u> 月 〔6月：1. <u>25</u> 月〕 〔12月：1. <u>25</u> 月〕	2. <u>525</u> 月 〔6月：1. <u>2625</u> 月〕 〔12月：1. <u>2625</u> 月〕	※ 令和7年度は、 12月期で調整 〔6月：1. <u>25</u> 月〕 〔12月：1. <u>275</u> 月〕
	勤勉手当	2. <u>10</u> 月 〔6月：1. <u>05</u> 月〕 〔12月：1. <u>05</u> 月〕	2. <u>125</u> 月 〔6月：1. <u>0625</u> 月〕 〔12月：1. <u>0625</u> 月〕	※ 令和7年度は、 12月期で調整 〔6月：1. <u>05</u> 月〕 〔12月：1. <u>075</u> 月〕
管 理 ・ 監 督 職 員	期末手当	2. <u>10</u> 月 〔6月：1. <u>05</u> 月〕 〔12月：1. <u>05</u> 月〕	2. <u>125</u> 月 〔6月：1. <u>0625</u> 月〕 〔12月：1. <u>0625</u> 月〕	※ 令和7年度は、 12月期で調整 〔6月：1. <u>05</u> 月〕 〔12月：1. <u>075</u> 月〕
	勤勉手当	2. <u>50</u> 月 〔6月：1. <u>25</u> 月〕 〔12月：1. <u>25</u> 月〕	2. <u>525</u> 月 〔6月：1. <u>2625</u> 月〕 〔12月：1. <u>2625</u> 月〕	※ 令和7年度は、 12月期で調整 〔6月：1. <u>25</u> 月〕 〔12月：1. <u>275</u> 月〕

- 6 その他所要の規定の整理を行う。

(3(2)、5 (令和7年度分を除く。)) 及び6は令和8年4月1日から、その他は公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行)

議第 1 2 8 号 岐阜県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部
を改正する条例について

[担当課：行政管理課]

地方自治法等の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う。

(地方自治法の一部を改正する法律附則第 1 条
第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行)

議第 1 5 3 号 当せん金付証票の発売について

[担当課：財政課]

令和 8 年度に発売する当せん金付証票の発売総額を 1 9 0 億円以内とする。